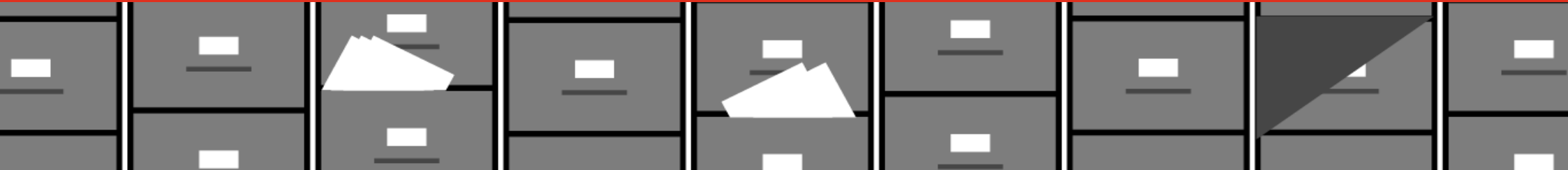


新移転価格税制の公表



ご一読ください

2020年11月9日

政府は11月5日、ベトナムにおける移転価格に関する新たな規則を定める政令132/2020/ND-CPを発行しました。

政令132は2020年12月20日からの施行となりますが、2020年事業年度に適用されます。

政令132は、2017年に発行された既存の政令20に代わるものとなります。
主な変更点を以下に纏めています。

注目すべき変更点

比較対象企業・取引選定における市販データベースの利用

- 比較対象企業・取引の検証時に、納税者、税務当局共に、市販のデータベースを用いることの妥当性が明示されました。
- 政令132においては、ベンチマーク分析時の市販データベースの使用を認め、税務当局が納税者の関連者間取引の妥当性について、内部データベース（シークレットコンパラ）を使用することを制限しています。ただし、納税者が移転価格税制に準拠していないとみなされる場合は、税務当局は内部データベースを使用して課税（推定課税）することができるとされています。

過大支払利子税制の損金算入限度額の増加

- 支払利息の損金算入限度額について、EBITDAの20%から30%に増加されました。当該上限値は純支払利息(受取利息が支払利息と相殺された後の純利息)に適用されます。
- 控除限度額を超えた支払利息は、翌年以降に繰越され、純支払利息 / EBITDA比率がその後の会計年度で30%未満であれば控除することができます。繰越期限は5年です。
- 政府開発援助(ODA)融資や政府による各種優遇融資、国のプログラムや地方の社会保障政策を実施するための融資を含む、特定種類の融資に係る支払利息は当該制限から除外されました。

なお、上記の損金算入限度額に関する規定は、本年6月に発行された政令68に基づいて制定されております。

独立企業間レンジ下限値の引上げ

- 独立企業間レンジは、35パーセンタイルから75パーセンタイルまでと改訂されたため、下限値が10%引き上げられることとなります。(政令20では、第1四分位から第3四分位まで、すなわち、25パーセンタイルから75パーセンタイル)
- したがって、納税者は、より厳しくなった独立企業間利益率レンジ内に自社の利益率が到達するように準備する必要があります。当該ルールは2020年度に適用されるため、35パーセンタイルを下回る予定の企業にとっては重大な課題となる可能性があります。

国別報告書（「CbCR」）の新たな規制

主な変更点は以下のとおりです：

- ベトナム所在の最終親会社の場合、年間の連結総収入が18兆VND以上の場合、事業年度末から12ヶ月以内にベトナム税務当局にCbCRを提出する必要があります。
- ベトナム国外に最終親会社が所在する場合、自動的情報交換手続によってCbCRがベトナム税務当局に提供される場合は、現地子会社からベトナム当局にCbCRを提出する必要はありません。
- ただし、以下に該当する場合、事業年度末から12ヶ月以内にCbCRをベトナム現地子会社がベトナム税務当局に提出することが要請されています：
 - ベトナム国外の最終親会社所在地国の税務当局とベトナムが、情報交換規定を含む租税条約を締結しているが、CbCRの自動交換に係る権限ある当局による多国間協定（MCAA: Mutual Competent Authority Agreement）に署名していない場合。
 - 相手国の権限ある当局がベトナムとのMCAAに署名しているが、自動的交換手続を一時停止しているか、またはCbCRがなんらかの理由でベトナムに自動的に提供されていない場合。
 - ベトナム国外に最終親会社を有する同一グループの子会社がベトナムに複数存在する場合、当該最終親会社は、どのベトナム子会社が代表してCbCRをベトナム税務当局に提出するかを通知する必要があります。
 - ベトナム国外の最終親会社とその所在地国においてCbCRを提出する義務がない場合、政令132では、「租税条約の規定が適用される」とだけ規定しています。当該条項の内容は不明確のため、（特に本国でCbCR作成・提出が不要な会社が、ベトナムでは子会社を通して提出が必要になるのか、について）今後、追加の確認が必要となります。

移転価格文書作成免除要件の拡大

移転価格文書作成免除要件について、以下が追加されました：

- 納税者の関連者間取引が国内取引のみ；
かつ
- 納税者およびそれぞれの関連者の法人税率が同率；
かつ
- いずれの関連者も優遇税制を適用していない

新移転価格政令の発効日

政令132は2020年12月20日からの施行となりますが、2020年の事業年度全体に適用されます。したがって、2020年12月31日に事業年度が終了する企業については、遡及的に2020年1月1日から適用されます。なお、2020年の途中で事業年度が終了する企業（例えば6月決算および9月決算企業）にどのように適用されるのかは不透明です。

また、政令132では、政令68に従って、2017年度および2018年度の利子控除額の増加に関し、修正法人税申告書を未再提出の納税者に対し、2021年1月1日までが受付期限であることを改めて言及しています。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。詳細につきましては、お問い合わせ下さい。

ホーチミンオフィス:



Nguyen Thanh Trung

Partner
+84 (28) 3823 0796, Ext: 1513
nguyen.thanh.trung@pwc.com



Judith Henry

Director
+84 (28) 3823 0796, Ext: 1525
judith.henry@pwc.com

ハノイオフィス:



Nguyen Huong Giang

Partner
+84 (24) 3946 2246, Ext. 1502
n.huong.giang@pwc.com



Monika Mindszenti

Director
+84 (24) 3946 2246, Ext: 1506
monika.mindszenti@pwc.com

www.pwc.com/vn



facebook.com/pwcvietnam



youtube.com/pwcvietnam



linked.com/company/pwc-vietnam

At PwC Vietnam, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a member of the PwC network of firms in **155 countries** with over **284,000 people** who are committed to delivering quality in assurance, advisory, tax and legal services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/vn.

©2020 PwC (Vietnam) Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.